

平成30年12月7日

市税事務所長 殿

行 財 政 局 税 務 部 長  
(担当：行財政局税務部税制課)

**ゲーテ・インスティトゥート・ヴィラ鴨川（旧京都ドイツ文化センター）に係る固定  
資産税の課税免除について（通知）**

標記のことについて、当該施設はドイツ連邦共和国の委託と出資を受けてわが国におけるドイツ語の普及と国際的な文化的共同作業を促進するために設置されたものであり、本市の文化向上に寄与するところが大きいと考えられ、かつ、世界文化自由都市宣言の具体策として本市が関係者とともにもその実現に積極的に協力をしてきた経過があります。そのため、日独両国の文化交流、友好促進を図る立場から、京都市市税条例施行細則第4条の5第11号の規定に基づき下記のとおり課税免除することとしたので、その取扱いに遺憾なきを期せられたく通知します。

なお、昭和59年5月2日付左京区長あて助役通知「京都ドイツ文化センターに係る固定資産税の課税免除について」は平成30年12月7日付けで廃止します。

記

1 課税免除の対象とする固定資産の範囲

(1) 家 屋

京都市左京区吉田河原町19番地3及び同町19番地4に所在する、ドイツ連邦共和国所有のゲーテ・インスティトゥート・ヴィラ鴨川のうち、以下を除く部分

ア 公益財団法人日独文化研究所が学術研究の目的のため、直接その研究の用に供し、地方税法第348条第2項第12号の規定により非課税となる部分

イ 使用収益に供している部分

(2) 土 地

公益財団法人日独文化研究所が所有する京都市左京区吉田河原町19番地4の土地を、当該土地及び京都市所有の同町19番地3の土地に所在するゲーテ・インスティトゥート・ヴィラ鴨川の総面積のうち(1)に掲げた部分の面積割合であん分した部分

2 適用年度

平成31年度分から適用する。